

## 北海道・札幌市の制度融資：東日本大震災関連貸付

北海道・札幌市は、東日本大震災により、直接または間接の影響を受けた中小企業等を対象にした融資制度を設立しました。

融資対象は共通ですが、金額・期間・金利・必要書類等は自治体によって異なります。詳しい事は、民商までお問い合わせ下さい。

### ☆融資対象

①東日本大震災の発生後、原則として1か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少することが見込まれること

②最近3か月間の平均売上高等が前年同期比5%（2011年9月30日まで。10月1日以降は10%）以上減少していること

### ☆融資条件

#### ◎北海道◎

資金用途 運転資金  
 融資金額 1億円以内  
 融資期間 10年以内  
           (うち据え置き3年以内)  
 融資利率 【固定金利】  
           5年以内→年1.3%  
           10年以内→年1.5%  
           【変動金利】年1.3%  
 信用保証 北海道信用保証協会の保証が必要となる場合があります  
 必要書類 2年分の確定申告書  
           決算(収支内訳)書、その他  
           ◇北海道中小企業総合振興資金融資  
           あっせん申込書と調書(第4号様式)  
           は民商事務所に用意してあります  
           ※金融機関等の審査で、上記以外の  
           書類が必要になる場合があります

#### ◎札幌市◎

資金用途 運転資金及び設備資金  
 融資金額 5,000万円以内  
 融資期間 10年以内  
           (2年以内の据え置きを含む)  
 融資利率 年1.0%以内  
 信用保証 すべて北海道信用保証協会の保証付  
 保証人 原則として不要  
           (法人の場合は代表者のみ)とする  
 保証料 本市が信用保証料の2分の1以内を  
 補給 補給する  
 必要書類 2年分の確定申告書  
           決算(収支内訳)書、その他  
           ◇中小企業信用保険法の規定による  
           認定申請書は民商事務所に用意して  
           あります  
           ※金融機関等の審査で、上記以外の  
           書類が必要になる場合があります

## ☆支部交流会・班会にぜひ参加しましょう☆

昨年5月から「支部・班活動の活性化を」めざして、新しい支部体制をスタートしました。  
 現在、すべての支部で役員会・交流会・班会を開き、会員同士の結びつきを強めようと取り組んでいます。  
 ぜひ交流会・班会に参加して、会員同士のつながりを作りましょう。皆さんの参加を呼びかけます。

第一支部：中央区大通～北16条・東15丁目～西27丁目、北区、東区、西区、手稲区

第二支部：中央区南1条～南29条・東10丁目～西10丁目(スキノ地域を除く)、白石区、厚別区

第三支部：中央区南1条～南29条・西11丁目～西28丁目、北3条～北5条西28丁目、宮の森  
 豊平区、清田区

南区支部：南区、札幌市外

スキノ支部：南4条～南7条・西1丁目～西6丁目

※各支部の班名は、次回のニュースで紹介します

